

令和7年第3回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月4日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
監 査 委 員	尾 藤 米 宏
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明

住民福祉部長	伊藤博臣
建設部長兼水道部長	田島茂樹
教育文化部長 兼教育文化課長	天野富三
会計管理者 兼会計課長	田島直樹
総務課長	花村定行
教育文化課主幹	朝日英司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木正道
書記	白田初穂

1. 議事日程（第1号）

令和7年9月4日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第3号報告 令和6年度笠松町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 第4号報告 令和6年度笠松町資金不足比率の報告について
- 日程第7 第5号報告 令和4年度及び令和5年度における笠松町健全化判断比率の修正について
- 日程第8 第6号報告 放棄した債権の報告について
- 日程第9 第46号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第10 第47号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第11 第48号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第12 第49号議案 笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 日程第13 第50号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第51号議案 笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第52号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 第53号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第54号議案 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
- 日程第18 第55号議案 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第19 第56号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 日程第20 第57号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について
- 日程第21 第58号議案 町道の路線認定について
- 日程第22 第59号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第23 第60号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第24 第61号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 第62号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 第63号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 第64号議案 令和6年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 第65号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 第66号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 第67号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 第68号議案 令和6年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第32 第69号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計決算認定について
- 日程第33 第70号議案 笠松町議会議員政治倫理条例について
- 日程第34 第71号議案 笠松町議会議員政治倫理条例施行規則について
- 日程第35 第72号議案 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和7年第3回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 關 谷 樹 弘 議員

6番 間 宮 寿 和 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 監査委員より、令和7年度6月分及び7月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、配水管・配水補助管布設工事（1・2工区）2件、防災行政無線（同報系）再送信子局整備工事1件、松枝処理分区（68工区）管渠埋設工事1件、下水道工事（松枝68工区）に伴う配水管・配水補助管布設及び布設替工事（1・2・3工区）3件、以上7件であります。契約の金額、契約の相手方、工期、工事内容など詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから14ページをお見通しください。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中の議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は議長に委任することに決しました。

日程第5 第3号報告から日程第8 第6号報告まで及び日程第9 第46号議案から日程第35 第72号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第5、第3号報告から日程第8、第6号報告までの4報告及び日程第9、第46号議案から日程第35、第72号議案までの27議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、健全化判断比率の報告ほか3件の報告案件4件、専決処分承認、笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意、人権擁護委員候補者の推せん、笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例ほか4件の条例案件5件、岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議ほか一部事務組合の協議案件3件、笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について、町道の路線認定について、令和7年度一般会計ほか4件の補正予算5件、令和6年度一般会計ほか5件の決算認定6件、以上、報告を含めて28件であります。

このうち、議案書10ページをお開きください。

第47号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員のうち2名の任期3年が令和7年9月22日をもって満了することに伴い、棚橋重廣氏、野々垣隆氏の2名を引き続き同委員として選任するため、町議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書の11ページです。

第48号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権擁護委員のうち2名の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、杉山詞一氏、瀨瀬英子氏の2名を引き続き同委員候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

その他の詳細につきましては、副町長及び担当部長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。私からは以上です。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

第3号報告 令和6年度笠松町健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計における実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。実質赤字額がないためハイフンの表示といたしております。

2つ目の連結実質赤字比率は、全ての会計における実質赤字額、黒字額及び資金不足額、剰余額を合計して、赤字額がある場合にその額が標準財政規模に占める割合であります。連結実質赤字額がないためハイフンの表示といたしております。

3つ目の実質公債費比率は、地方債の元利償還金だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など、実質的な公債費の額が標準財政規模に占める割合であります。今年度は6.2%で昨年度と同率であります。

4つ目の将来負担比率は、地方債現在高、債務負担行為による支出予定額、こちらは一部事務組合等を含むものであります。また、など将来的に支出することが見込まれる負担額から、基金や交付税算入予定額等、将来負担額に充当できる財源を控除した残金が標準財政規模に占める割合であります。38.1%で昨年度より3.1%増加いたしております。

令和6年度決算に基づく笠松町の健全化判断比率は、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

第4号報告 令和6年度笠松町資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業会計における資金の不足額がその事業規模に占める割合であります。水道事業会計、下水道事業会計とも資金不足額がないためハイフンの表示といたしてお

ります。

続きまして、3ページをお開きください。

第5号報告 令和4年度及び令和5年度における笠松町健全化判断比率の修正についてであります。

令和6年第3回議会定例会において報告をいたしました令和4年度及び令和5年度笠松町財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率の算定におきまして算定誤りがあり修正が必要となりましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の審査に付して議会に報告するものでございます。

誤りの内容といたしましては、実質公債費比率算定における公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金及び将来負担比率算定における公営企業債等繰入金見込額について、資本費平準化債を財源として償還したものは除くべきところを除算しなかったというものでございます。表記のとおり数値の修正をさせていただきます。

財政の状況を御判断いただく大切な数値の誤りでありましたことをまづもっておわびを申し上げます。今後、算定におきましては十分留意をいたしまして、誤りのないよう適正な事務処理に努めさせていただきますので、何とぞ御了解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、4ページをお開きください。

第6号報告 放棄した債権の報告についてであります。

笠松町水道事業の債権管理に関する条例第6条第1号の規定により債権を放棄したので、第7条の規定に基づきこれを報告するものであります。

放棄事由は時効期間満了で、人数は36人、金額は21万5,524円で、放棄年月日は令和7年3月31日であります。

続きまして、議案書の5ページから9ページにわたります第46号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めます。

7ページを御覧ください。

令和7年7月16日に専決をいたしました令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）で、補正額は124万円の増額補正であります。

9ページを御覧いただきたいと思っております。

歳出の第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費で、こちらの18節 負担金補助及び交付金で、商工会クーポン事業補助金124万円を増額させていただきました。第4弾のかさまつ応援割引クーポンが当初の想定見込み82%を上回る最終利用率が85.11%でございました。

このため補助金を増額させていただくというものでございます。こちらの財源につきましては、前年度からの繰越金124万円を充てさせていただきました。

続きまして、議案書の12ページから13ページ、議案資料では15ページにわたります第49号議案 笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例についてであります。

こちらの条例の概要を議案資料にまとめさせていただきましたので、議案資料の15ページを御覧いただけたらと思います。

条例の制定の目的につきましては、工場立地法では、周辺的生活環境との調和及び公害の発生を抑制することを目的として、工場立地の段階から一定面積の緑地及び環境施設を整備することが規定されているところでございます。しかしながら、地域の実情に応じて国の基準の範囲内において条例で準則を定めることにより、緑地面積率等を緩和することができる規定となっております。

笠松町におきましても工業用地の有効活用及び円城寺厩舎跡地の開発も視野に入れ、企業誘致や設備投資を促すなど、準工業地帯及び市街化調整区域における工場立地を促進するため、緑地及び環境施設の面積を緩和する条例を定めることとするものであります。

6条建の新規条例を制定させていただきます。

第1条、第2条におきましては、趣旨及び定義ということで、まず対象の施設でございますが、業種といたしましては、製造業、ガス供給業、熱供給業、電気供給業で、水力、地熱、太陽光発電は除くことといたしております。

施設の規模につきましては、敷地面積が9,000平方メートル以上または建築面積が3,000平方メートル以上の工場等が対象となるものでございます。

第3条におきまして、基準の緩和についての規定をさせていただきます。

ただいまの御説明申し上げましたように、緑地と環境施設という2つの区分がございます、緑地につきましては、国の基準では一律20%以上と定められております。これに対して、緩和できる範囲といたしまして、準工業地域においては10%以上25%以下、市街化調整区域においては5%以上25%以下と緩和できる範囲が定められておりますので、今回笠松町におきましては、緩和できる下限であります準工業地域については10%以上に、市街化調整区域におきましては5%以上というような形で規定を設けさせていただきます。

関係施設につきましても同様、一律25%以上であったところを緩和できる範囲の下限でありますそれぞれ15%以上、10%以上という数値に緩和をさせていただくというものでございます。

第4条及び第5条につきましては、敷地が2つ以上の区域または隣接する地方公共団体にわたる場合等の率の適用についての規定をさせていただきます。

第6条については、委任規定を置かせていただきました。

なお、施行日につきましては、公布の日からであります。

続きまして、議案書の14ページ、議案資料では16ページになります第50号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国の経費の基準が引き上げられたため、所要の規定整備を行うものであります。

第8条におきましては、ビラの作成の公費負担額の引上げということで、1枚当たり上限「7円73銭」を「8円38銭」に引き上げさせていただきます。

また、第11条におきましては、選挙運動用のポスターの作成の公費負担額、こちらは「541円31銭」を「586円88銭」に引き上げさせていただくものでございます。

施行期日は、公布の日であります。

続きまして、議案書の15ページから16ページ、議案資料では17ページから18ページにわたります第51号議案 笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例についてであります。

本定例会におきまして、笠松町議会議員から笠松町議会議員政治倫理条例の制定に関する議案が提出されることに伴い、町長及び議会議員を対象としております現行の条例中、議会議員に関する規定を削除するものであります。全文中、議会及び議会に関する規定を削除させていただきます。

施行期日は、令和7年10月1日であります。

続きまして、議案書の17ページから18ページ、議案資料では19ページから20ページにわたります第52号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和6年人事院勧告を受けまして、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項について、国家公務員の人事院規則が改正されましたことに伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

内容につきましては、妊娠・出産時や育児期の職員などに対し、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援し、育児による離職を防ぐため、仕事と生活との両立支援制度について情報提供や制度利用の意向確認などを行うことを規定するものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日であります。

続きまして、議案書の19ページから21ページ、議案資料では21ページから23ページにわたります第53号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和6年の人事院勧告を受けて、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項について、国家公務員の人事院規則及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されましたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

内容につきましては、育児部分休業の取得パターンの多様化を図るということで、現行の部

分休業につきましては、こちらは1日に2時間の範囲内で時間を定めて取得するもので、これを第1号部分休業といたしまして、新たに第2号部分休業として、1年に10日相当分の時間まで1時間を単位として自由に取得、1日の上限時間はなしとする、こういった部分休業を新設するというものでございます。

施行期日は、令和7年10月1日であります。

続きまして、議案書の22ページ、議案資料では24ページから25ページにわたります第54号議案 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2の規定による特別の定めを規約に追加するため、議会の議決を求めるものであります。

こちら概要について議案資料のほうを作成いたしましたので、24ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、岐阜県市町村会館組合は県下42市町村が構成団体となっている一部事務組合で、岐阜県町村内に事務局を置き、町村会の職員が事務を行っています。昭和30年に設立と同時に岐阜市の司町に岐阜県市町村会館を建設して、市町村関係団体の事務所として管理運営をしてまいりました。建物の老朽化等により取壊しを行い、平成6年からは県民ふれあい会館の13階に移転をいたしまして、入居する市町村関係団体の入居費用の徴収及び支払いであるとか、軽自動車税の申告に関する事務、これらを共同処理をしております。

岐阜県町村内には本組合と市町村職員退職手当組合の2つが併存しておりまして、事務効率の面などから問題、課題等が生じていたため、今回、所管事務を整理し、令和8年3月31日をもって解散することとなりました。

そのような中で、組合の解散を進めるに当たり、事務の承継、24ページのちょうど右ほどのところですが、軽自動車税に係る共同事務については今後この事務を継承して行っていくというようなことを考えておるんですが、この事務継承をしようと思うと現在の規約には継承する規定がございません。それで、新たに特別の定めをするべく、今回まず第54号議案のほうで規約変更に関する協議をさせていただいているという状況でございます。

まず第54号議案については、その事務の承継についての規定を設ける、そういった規約の変更をさせていただくというものでございます。

こちら施行期日は、岐阜県知事の許可のあった日からでございます。

続きまして、議案書の23ページから24ページにわたります第55号議案 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてであります。

こちらは、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議に当たり、解散及び財産処分につきましては地方自治法第288条、第289条及び第290条の規定に基づき、事務の承継につきましては、先ほど議案で御説明申し上げました改正後の岐阜県市町村会

館組合同規約第12条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

同様に24ページの議案資料のほうで御説明を申し上げたいと思います。

市町村会館組合につきましては、成り立ちについては先ほどの議案で御説明させていただいたとおりでございます。この議案につきましては、まず事務の承継ということで、ちょうど資料の中ほどに掲げてございますように、所管事務のうち一つはふれあい会館13階に入居する市町村関係団体、こちら岐阜県の市長会であるとか市町村振興協会、共済組合などでございますが、こちらの入居費用の徴収及び県の支払い、そして2つ目が先ほど申し上げた県内住民の軽自動車税の申告に関する事務の共同処理、大きくこの2つの事務を担っております。

まず、1つ目のふれあい会館入居費の共同処理につきましては廃止することとさせていただいて、今後につきましては、各入居団体が直接県の文化創造課に入居費等の支払いを行うこととさせていただきます。

2つ目の軽自動車税の申告に係る共同事務につきましては、新たに仮称でございますが、岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会、こちらを42市町村、全市町村ですね、組織をいたしまして事務を引き継ぐことといたします。

財務上の取扱いについては、解散の日をもって会計を廃止しまして、出納整理期間の適用のない打切り決算といたします。

打切り決算後の歳計現金につきましては、仮称であります、岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡することといたします。

そして、解散に伴う財産処分についてでございます。

1つ目の事業に係るふれあい会館入居基金でございます。こちら5億7,369万円ほどの基金を保有しております。こちらは岐阜県町村会が入居団体の負担軽減のために平成6年と平成8年に指定寄附をしたものであり、その条件といたしまして、目的が消滅したときには全額を町村会へ返還するということとなっておりますので、その規定に基づき、全額岐阜県町村会へ返還することとさせていただきます。

2つ目の事業に係る財政調整積立金、こちらのほうは5,200万円を保有いたしております。こちらにつきましては、令和7年度の軽自動車税特別調査事務市町村負担金の納入割合に応じまして42市町村へ分配することとさせていただくということになります。

解散の期日は、令和8年3月31日で、この日をもってこのような財産の処分及び事務の承継を行うというものでございます。

続きまして、議案書の25ページ、議案資料では26ページにわたります第56号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜県市町村会館組合が令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退

することに伴い、組合同規約等の変更について議会の議決を求めるものでございます。

別表から「岐阜県市町村会館組合」を削るものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日であります。

続きまして、議案書の26ページ、議案資料では27ページになります第57号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約について町議会の議決を求めるものであります。

議案資料のほうの27ページを御覧いただきたいと思っております。

契約の金額は4,479万8,080円で、契約の相手方は、岐阜県岐阜市北鶉5丁目57番地、岐阜日野自動車株式会社岐阜支店でございます。

契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用による随意契約であります。

納期は、本契約締結の日から令和8年3月31日まで、納入場所は、笠松町門間1883番地、門間倉庫であります。

物件の内容は、車両といたしまして、日野のポンチョ（ロングボディー）の1ドアタイプを2台でございます。仕様につきましては表記させていただいたとおりでございます。

続きまして、議案書の27ページ、議案資料では28ページの第58号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

令和7年7月14日開催の町道編入審査委員会において、無動寺字猿町地内の宅地開発により設置された私有道路について、道路の形状及び構造の基準に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。

議案資料のほうの28ページを御覧ください。

整理番号が1231、路線名は、無動寺15号線、起点・終点ともに無動寺でございます。

場所は、無動寺字猿町地内、延長は46.6メートル、幅員は6.0メートルから9.5メートルでございます。

続きまして、議案書の28ページから31ページにわたります第59号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正額は274万7,000円の増額補正であります。

31ページをお開きください。

歳出の第9款 教育費、第5項 保健体育費、第2目 体育施設費で、14節 工事請負費で施設解体工事請負費といたしまして274万7,000円を計上させていただきました。こちらは、南体育館解体工事におきまして、アスベスト、PCBの含有が懸念され、調査を行ったことによ

りまして工事工程に後ずれが生じたことに伴い、騒音や粉じんの飛散などによる児童及び近隣住民への影響を抑制するため、防音シートを6メートルから9メートルにすることによる工事費及び下水への接続廃止に伴う工事費などを増額させていただくというものでございます。

なお、財源につきましては、町債であります公共施設等適正管理推進事業債、こちらを250万円充当させていただきます。

なお、不足する財源につきましては、前年度からの繰越金24万7,000円を充てさせていただいております。

続きまして、32ページから48ページにわたります第60号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正額は2億6,195万7,000円の増額補正であります。

以下、順次歳出科目ごとに主なものについて御説明をさせていただきます。

43ページをお開きください。

第2款 総務費の第1項 総務管理費、第5目 町民バス運行費では、こちら10節 需用費で修繕料として150万円を計上させていただきました。想定以上のバスの故障が発生したことによりまして予算に不足を生ずる見込みとなりましたので、増額をさせていただくものでございます。

次にその下、第6目 防災対策費では、こちらは14節 工事請負費でJアラート更新設備等工事請負費で429万7,000円を計上させていただきました。こちらは、消防庁から今後、地域単位での細分化した情報を配信できるようにするためのシステム更改の予定があり、受信機の更新が必要である旨の通知がございましたので、それを受けまして、全国瞬時警報システムの受信機を更新するための費用及び併せて現在共用をいたしております岐阜県防災のパラボラアンテナと分離しまして、新たにアンテナを整備する費用を計上させていただいたというものでございます。

こちらの財源につきましては、さきに説明しました受信機の更新費用につきましては、充当率100%を交付税の措置率が70%という有利な緊急防災・減債事業債というものが対象事業となっておりますので、こちら240万円町債を起こしまして充当をさせていただくことといたします。

続きまして、第2項 企画費、第1目 企画総務費では、こちらは総額で4,295万8,000円を増額させていただいております。

補正の事由といたしましては大きく4つございまして、まず1つ目は、地域資源を活用したまちづくり方針を整理いたしまして、空き家のリノベーションであるとか利活用、町のにぎわい創出に向けた構想案、これを策定準備するための事業費として41万1,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、8節の旅費で特別旅費として7万2,000円、12節の委託料では、まちづくり調査研究業務委託料として30万6,000円、18節の負担金補助及び交付金で

は、各種会議研修負担金として3万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、2つ目でございますが、こちらは情報発信交流拠点として今整備をいたしておりますふらっと笠松、こちらのほうにキャッシュレス決済を導入したいと考えておまして、これに係る経費を計上させていただいております。アニメの放映効果等もありまして、現在多くの方々にふらっと笠松のほうにお越しをいただいておりますことから、さらなる利用者の利便性の向上及び会計業務の効率を図るためにキャッシュレス決済を導入いたしたいと考えております。こちらは11節の役務費で、キャッシュレス決済の手数料といたしまして33万円を計上させていただいております。

続きまして、3つ目は、ふるさと納税に関連するものでございまして、かさまつ応援寄附金の件数、寄附金額が当初見込みより増加してきていることに伴うお礼の品の商品代でありますとか発送代金等を増額させていただくというものでございます。

寄附金の見込みについては、当初2,500件3,000万円を見込んでおったところですが、今回5,000件7,000万円と見込み、総額では4,220万円の予算増額をさせていただいております。まず10節の需用費では、お礼の品代、梱包・配送料として908万1,000円、11節の役務費では、ポータルサイトの利用料及び決済手数料ということで630万5,000円、12節の委託料では、ふるさと納税業務委託料ということで246万1,000円、そして24節の積立金におきましては、寄附金から経費を差し引いた分を基金へ積み立てるため2,435万3,000円を計上させていただいております。

なお、財源につきましては、先ほど申し上げた見込額の増額に伴い、かさまつ応援寄附金4,000万円を充当させていただいております。

4つ目は、ふるさと振興基金の積立金ということで、こちらも24節 積立金で1万7,000円を計上させていただきました。こちらは令和7年9月末における受け取り利息が確定したことによる積立金の増額でございます。

続きまして、第3項 徴税费、第1目 税務総務費では、22節 償還金利子及び割引料で町税還付金160万円を増額させていただきました。こちらも還付申告者が当初の見込みより増加したことにより予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、増額をさせていただいたというものでございます。

続きまして、その下の第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費では、12節の委託料で戸籍システム改修委託料99万円を計上させていただきました。内容につきましては、戸籍法の一部改正に伴いまして、令和8年5月26日以降に市区町村長が、こちらは職権で戸籍に氏名の振り仮名等を記載するに当たり、必要な機能を整備するための戸籍情報システム改修を行う経費でございます。

なお、財源につきましては、全額国からの社会保障・税番号制度システム整備補助金99万円を充当させていただいております。

その下、第6項 統計調査費、第1目 統計調査費では、総額で100万円を増額計上させていただきました。こちらは令和7年国勢調査の報酬単価等が確定したことによる増額で、1節の報酬で80万円、10節の需用費で消耗品費として20万円を計上させていただきました。

財源につきましては、全額統計調査費委託金を充当させていただいております。

続きまして、第3款 民生費の第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費では、まず22節 償還金利子及び割引料で返還金といたしまして16万9,000円を計上させていただいております。これ以下、第3款の民生費でありますとか、第4款の衛生費及び第9款の教育費で合計8か所、返還金を計上させていただいております。これら返還金につきましては、令和6年度の事業確定に伴いまして、国及び県等への負担金の返還に係る経費でございますので、併せて御説明をさせていただきます。

続きまして、45ページをお開きください。

第4目 障害福祉費でございますが、12節の委託料で自立支援システム改修委託料ということで16万5,000円を計上させていただいております。令和7年10月からの就労系障害福祉サービスの制度改正に伴う自立支援システムの改修に要する費用を計上させていただいております。

財源につきましては、国からの障害者総合支援事業費補助金8万2,000円を充当させていただいております。

続きまして、同じく第7目 国民年金総務費でございますが、こちらも12節の委託料で情報センター委託料14万9,000円を計上させていただいております。令和7年度の税制改正に対応するため、所得情報等情報媒体仕様変更に伴うシステム改修に要する費用を計上させていただきました。

財源につきましては、こちらも国庫支出金の年金生活者支援給付金支給事務委託金14万8,000円を充当させていただいております。

続きまして、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費では、18節の負担金補助及び交付金で保育補助者雇上強化事業補助金61万9,000円を計上させていただきました。これは、保育士の負担軽減、離職防止、ひいては保育士の確保を目的とした保育補助者の雇い上げに係る費用に対し補助金を交付させていただくというものでございます。今回、笠松保育園から申請がございましたので、所要額を計上させていただきました。

なお、財源には保育補助者雇上強化事業補助金としまして、国から8分の6、県から8分の1の補助金の交付を見込んでおりますので、54万1,000円を充当させていただいております。

続きまして、46ページの飼い主のいない猫対策基金の積立金及び次期ごみ処理施設の基金積立金につきましては、それぞれ9月末の受け取り利息確定により積立金を増額させていただいたという内容のものでございます。

続きまして、46ページの第6款 商工費、第1項 商工費の第2目 商工業振興費でござい

ます。こちらは18節 負担金補助及び交付金で148万8,000円を増額させていただきました。創業者支援事業補助金で100万円、創業者家賃助成金で48万8,000円、いずれも創業予定者からの申請を受けまして、従来1件のところを2件見込むことに伴う増額でございます。

続きまして、第3目 観光費、こちらのほうは総額で1,851万9,000円を計上させていただきました。町のプロモーション推進業務を実施することに伴う増額でございます。まず10節の需用費におきましては消耗品費ということで、トレーディングカード等の追加発注に伴う費用を計上させていただいております。11節の役務費では広告料として8万8,000円、こちらはネット広告を追加で行うための費用を計上させていただきました。12節の委託料につきましては、プロモーション推進業務委託料ということで1,793万4,000円を計上させていただいております。こちらの内容につきましては、プロモーショングッズの作成であるとか各種装飾等などの委託費用を計上させていただいております。

なお、係る財源につきましては、まず岐阜県の市町村支援補助金を240万円、プロモーショングッズの販売代金といたしまして、こちらは1,206万円、トレーディングカードの配布事業者協力金といたしまして99万9,000円、こちらを充当させていただきまして、一般財源からの持ち出し財源は306万円ということになってございます。

続きまして、47ページをお開きください。

第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費では、まず14節の工事請負費で側溝舗装等修繕工事請負費として2,383万6,000円を計上させていただきました。こちらは緊急自然災害防止対策事業により下水道埋設工事に合わせまして、門間3号線等の舗装修繕を行うことによる増額経費でございます。道路の延長といたしましては377メートル、面積ベースは2,330平米ほどを予定しているところでございます。

財源につきましては、ただいま申しあげました緊急自然災害防止対策事業債、こちらを2,380万円充当させていただいております。

続きまして、第2目 道路新設改良費、こちら14節の工事請負費で側溝舗装等新設改良工事請負費として1,029万2,000円を計上させていただきました。道路用地の寄附により取得できました拡張用地を用いて、こちら緊急自然災害防止対策事業により排水対策工事を行うことに伴う増額でございます。道路の路面排水改修工事を行います門間長池2号線及び田代20号線を予定しているところでございます。

財源につきましては、同様、緊急自然災害防災対策事業債を1,030万円充当させていただいております。

続きまして、第3項 河川費、第1目 河川維持費でございます。14節の工事請負費といたしまして、内水浸水対策工事請負費147万円を計上させていただきました。こちらは7月17日にもございました近年豪雨で頻繁に浸水いたします地域の対策といたしまして、土のうステーシ

ョンを設置することに伴う増額でございます。今回4か所を予定しておりまして、所要額を計上させていただいております。

続きまして、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費では、18節の負担金補助及び交付金といたしまして114万4,000円を計上させていただきました。こちらは耐震診断助成交付金として5万5,000円、耐震改修助成交付金として108万9,000円を計上いたしております。それぞれ件数の増に伴うものでございます。

続きまして、48ページの第9款 教育費、第5項 保健体育費、第2目 体育施設費では、12節の委託料で建築物点検業務委託料として99万円を計上させていただきました。こちらは老朽化の著しい町民体育館につきまして今後の在り方等を検討するため、専門家の知見を得るための点検業務を委託することによる増額経費でございます。

11款 諸支出金につきましては、第1目 財政調整基金積立金、こちらについては1億2,441万9,000円を計上させていただいております。こちらは、前年度からの繰越金等をした後の余剰財源を積み立てさせていただくというものでございます。

以下の基金につきましては、9月末の利息確定に伴いましてそれぞれ積立金を増額させていただいているという内容のものでございます。

続きまして、38ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入につきましてですが、歳出で説明していないものについて御説明を申し上げたいと思っております。

第9款 地方特例交付金及び第10款 地方交付税につきましては、それぞれ交付額が決定したことにより増額をさせていただいております。

第14款 国庫支出金の第2項 国庫補助金の中のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、上限額等の内示がございましたので増額をさせていただいております。なお、こちらの補助金につきましては、総務費の総合行政情報システム管理事業へ充当させていただいております。

その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちら932万円については、推奨事業メニューの増額に伴い決定がございましたので増額計上させていただきました。こちらの補助金につきましては、教育費の学校給食センター運営事業への充当をさせていただいているところでございます。

40ページを御覧いただきたいと思っております。

一番下になりますが、第17款 寄附金についてでございます。

まず企画費寄附金の中で、企業版かさまつ応援寄附金として1,000万円計上させていただいております。こちらは公表不可の企業様から1,000万円の寄附がございまして、商工費の観光促進事業へ充当をさせていただきます。

その下の総務管理費寄附金につきましては、杉山邸施設整備寄附金ということで25万円計上させていただきました。令和7年6月に杉山幹夫氏から寄附をいただきましたので、杉山邸の空調設備改修事業へ充当させていただいております。

続きまして、41ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうの18款 繰入金につきましては、令和6年度の事業精算に伴いまして特別会計からの繰入金を増額しております。また、併せて今回の補正に伴い財源に充てておりました財政調整基金繰入金、こちらのほうを減額させていただいております。2億5,176万円を減額させていただいております。

19款 繰越金につきましては、令和6年度の決算に伴い全額予算計上させていただいているところでございます。

以上が一般会計の補正予算についてでございます。

続きまして、49ページから54ページにわたります第61号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は1億1,647万7,000円の増額補正でございます。

53ページを御覧いただきたいと思います。

歳出の第1款 総務費、第1項 総務管理費の第1目 一般管理費では、こちら財源内訳の補正でございますが、国のほうから社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、こちらのほうはマイナンバーカードと保険証一体化に伴う周知広報事業に対するものでございますが、4万9,000円の受入れをいたしますので、財源の内訳補正をさせていただいております。

その下、第2項 徴税費の第1目 賦課徴収費、12節 委託料では、情報センター委託料といたしまして648万5,000円を計上させていただいております。こちらは、令和8年度に創設されます子ども・子育て支援金制度の施行に向けて、関連システムの改修を要するための経費でございます。

財源につきましては、全額国庫補助金であります子ども・子育て支援事業補助金を充当させていただいております。

その下の第5款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 国民健康保険基金積立金では、24節 積立金で国民健康保険基金積立金9,531万4,000円を計上させていただいております。前年度からの繰越金を全額計上させていただきまして、今回増額補正の財源に充てた後、余剰分を国民健康保険基金に積み立てるものでございます。

続きまして、その下の諸支出金の第1項 償還金及び還付金、第2目 償還金では、22節 償還金利子及び割引料として返還金1,131万5,000円を計上させていただきました。こちらは令和6年度の事業精算に伴う返還金でございます。

54ページをお開きください。

こちらのほうは一般会計への繰出金でございますが、前年度の事務費の精算に伴い、一般会計への繰出金を増額するものでございます。

52ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

歳入では歳出で御説明いたしましたとおり、事業に係る収入見込額をそれぞれ計上させていただいているところでございます。

続きまして、議案書の55ページから58ページにわたります第62号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は1,786万7,000円の増額補正であります。

58ページをお開きください。

歳出の第1款 総務費、第2項 徴収費の第1目 徴収費では、12節の委託料で情報センター委託料321万8,000円を計上させていただきました。こちらもしきの補正と一緒に、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修を行うための費用でございます。

財源につきましては、全額国庫補助金の子ども・子育て支援事業補助金を充当させていただいております。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金の第1目 後期高齢者医療広域連合納付金は、令和6年度の出納整理期間中の保険料収納分を後期高齢者医療広域連合に納付するために保険料負担金を増額させていただくというもので、1,333万9,000円を計上させていただいております。

その下の一般会計の繰出金につきましては、事業精算に伴い繰出金を増額させていただくというものでございます。

57ページの歳入につきましては、それぞれ歳出で御説明申し上げましたとおり収入見込額を計上させていただいているというものでございます。

続きまして、議案書の59ページから66ページにわたります第63号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は1億4,530万円の増額補正でございます。

補正理由につきましては2つございまして、1つは令和6年度の事業精算に伴うもの、もう一つは保険給付費の増額に伴うものでございます。

65ページを御覧いただきたいと思います。

保険給付費の一番下でございますが、18節の負担金補助及び交付金で、高額医療合算介護サービス費として90万6,000円を増額させていただいております。

66ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうの第4款 基金積立金の第1項 基金積立金、第1目 介護保険基金積立金では、24節の積立金で8,462万5,000円を計上させていただきました。前年度の繰越金を全額計上

させていただきます。令和6年度の地域支援事業費に係る国・県の補助金の追加交付分について、令和6年度の事業精算による国支払基金であるとか県及び町への返還金等の財源充当をした後の余剰分が8,462万5,000円、こちらを基金に積立てする措置をさせていただいております。諸支出金のほうの返還金ですとか繰出金につきましては、それぞれ事業精算に伴うものがございます。

62ページのほうにちょっとお戻りいただきたいと思います。

こちらのほう62ページから続く歳入につきましても、歳出でそれぞれ御説明を申し上げましたところに起因いたしまして収入見込額を計上させていただいております。事業の精算に伴ったり保険給付費の増額であったり、前年度繰越金の確定に伴うそれぞれ予算措置でございます。

以降、第64号議案から第67号議案までの決算認定の4議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて町議会の認定に付すものであります。

また、第68号議案、水道事業会計剰余金の処分及び決算認定、第69号議案の下水道事業会計決算認定につきましては、それぞれ地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて町議会の認定に付すものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

提案説明の続きをお願いします。

山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから第64号議案 令和6年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定から第67号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定までの4議案を一括して説明させていただきます。

お手元の令和6年度決算説明資料により御説明をさせていただきます。

まず1ページから2ページを御覧ください。

4つの会計の決算額の合計、歳入総額137億1,786万1,223円、前年度に比べてプラス5.1%の増、歳出総額128億5,720万3,993円、前年度に比べてプラス3.5%の増、歳入歳出差引額8億6,065万7,230円となりました。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。一般会計の歳入決算額を各款ごとに表示したものです。

収入済額の合計88億3,390万2,442円、前年度比プラスの5.4%の増であります。

4ページの右にあります未収入額につきましては、第1款 町税は不納欠損を含めて1億3,359万7,370円、前年度比マイナス1.5%の減、12款 分担金及び負担金の未収入額623万1,726円は、保険料、放課後児童クラブ利用料、学校給食費負担金の未収入額になります。前年度比プラスの13.6%です。

第14款の国庫支出金の未収入額6,501万7,000円は、企画総務費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び防災対策費補助金の新しい地方経済・生活環境創生交付金の2つの補助金が未収入となっております。

20款の諸収入の未収入額3万円は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の返戻金1件となっております。合計で2億487万6,096円が未収入額となっております。

続いて、5ページから6ページを御覧ください。一般会計の歳出決算額を各款ごとに表示したものです。

支出済額の合計は82億4,244万8,032円で、前年度に比べて4.4%の増となっております。右の6ページにあります6つの款にあります翌年度繰越額のほうは合計で2億5,461万8,000円、令和6年度から令和7年度に10の事業の費用を繰り越しております。

続いて、7ページから8ページを御覧ください。地方財政状況調査による年度別収支状況を5年間分表示のほうをしております。令和6年度の状況といたしましては一番右側になります。

令和6年度の歳入歳出差引額、C欄ですけれども5億9,145万4,000円となりました。形式収支でありますC欄から翌年度へ繰り越すべき財源D欄2,658万3,000円を差し引いた額、実質収支はE欄5億6,487万1,000円となりました。実質収支のE欄から前年度実質収支を差し引いた額、単年度収支F欄は1億3,916万6,000円の黒字となっております。単年度収支F欄に基金積立金G欄122万8,000円を加え、基金取崩額I欄6,850万円を差し引いた額、実質単年度収支は7,189万4,000円の黒字となりました。

続きまして、9ページから24ページのほうですけれども、こちらのほうは決算データとして科目ごとに決算額が多い順でありますとか、歳出の性質別、目的別経費等を過去の推移等を含めて掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきますようお願いいたします。

飛びまして、25ページから26ページのほうを御覧ください。

上段には給与費の表示のほうをしております。共済費を含みます給与費合計額は10億112万461円で、前年度に比べてプラス7.3%の増となっております。会計年度任用職員制度により雇用しました77人の報酬、期末手当も含まれております。表の欄外に金額のほうを記載のほうしております。

会計年度任用職員の数なんですけれども、前年度に比べましてマイナスの3人となっております。

ます。職員数は、令和5年4月1日付で122人でしたけれども、退職、採用などによりまして令和6年4月1日現在の職員数はプラス1人の123人でした。

下段には町債の状況を示してあります。令和6年度末現債額のほうは58億6,848万3,079円、前年度に比しましてマイナスの3.2%の減となりました。令和6年度中の起債額は10件3億1,640万円を借入れしております。一方、令和6年度中の償還完了件数は5件でしたので、未償還金件数は前年度に比べて5件増の118件となっております。

続きまして、一般会計の歳入について御説明をさせていただきます。

別冊の決算認定資料、こちらのほうを御覧ください。

44ページのほうを御覧ください。

第1款、歳入の31.9%を占める町税ですが、決算額28億2,514万5,000円、前年度比マイナス5,151万2,000円、マイナス1.8%となっております。

第1項 町民税、第1目 個人、こちらの決算額ですけれども11億8,844万1,000円、前年度比マイナス5.6%の減となっております。個人住民税は、納税義務者が前年度比プラスの235人増加しており、うち約80%を占めます給与所得者の前年比182人の増となっておりますけれども、国の定額減税の影響によりまして所得割額は減少いたしました。収納率は現年課税分で98.4%です。個人全体では前年度比7,000万円の減額となっております。

第2目 法人、決算額1億3,999万7,000円、前年度比プラス3.5%の増となっております。均等割額は新規法人が32社あり、また7号法人から9号法人になった企業があり、前年度比プラスの687万2,000円の増となりました。法人税割のほうは、昨年高額修正申告により増額のほうがあったため、今年度は前年比マイナスの210万7,000円の減となっております。収納率は現年課税分で99.6%です。法人全体では前年度比472万5,000円の増となっております。

2項 固定資産税、第1目 固定資産税、決算額12億9,146万7,000円、前年度比プラス0.8%の増です。土地は評価替えの年度でありまして、緩やかな下落傾向を反映した価格修正を行ったことによりマイナス81万5,000円で5億7,230万5,000円となっております。家屋は新築分が141棟、ヨシヅヤ店舗等の新築等がありましたが、プラス193万3,000円の微増となり、トータルでは5億5,334万1,000円となっております。償却資産のほうは、ヨシヅヤ無印良品の出店等により増加したため、プラス1,031万8,000円のトータル1億5,379万7,000円となりました。収納率は現年課税分で98.9%となっております。固定資産税全体では前年度比プラスの1,016万1,000円となっております。

第2款 地方譲与税から第8款 環境性能割交付金、こちらのほうは国税や県税の収入に応じまして、右ページの記載の条件によりまして譲与、交付のほうをされておる額でございます。お目通しいただければと思います。

46ページを御覧ください。

第9款 地方特例交付金、決算額1億3,580万9,000円、前年度比1億233万8,000円の増、プラス305.8%の増となっております。通常の住宅ローン減税による減収を補填します住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金2,956万円、加えまして、昨年度は定額減税による減収を補填する定額減税減収補填特例交付金9,964万円が追加交付のほうをされております。

第10款 地方交付税、決算額15億5,780万6,000円、7,667万3,000円の増、プラスの5.2%増となっております。内訳としましては、普通交付税14億8,883万9,000円、前年度比プラスの6,705万5,000円の増となっております。特別交付税のほうは6,896万7,000円、前年度比プラスの961万8,000円の増となっております。

48ページを御覧ください。

12款 分配金及び負担金、決算額1億6,025万9,000円、前年度比2,726万8,000円の増、プラスの20.5%増となっております。増の要因としましては、学校給食費負担金、こちらのほう令和5年度は物価高騰対応で3か月無償としましたが、令和6年度のほうは前期給食費をいただいたため、その分プラスで2,162万4,000円の増となっております。

第13款 使用料及び手数料、決算額1億5,845万9,000円、前年度比マイナス2,837万3,000円の減、マイナス15.2%となっております。

減の要因としまして51ページのほうを御覧ください。事業系一般廃棄物処理手数料、笠松競馬場の経費案分のほうが令和6年度より使用厩舎数から馬房数に変更となったため、マイナスの2,857万1,000円の減となっております。

52ページを御覧ください。

第14款 国庫支出金、決算額13億8,794万1,000円、前年度比2億347万9,000円の増、プラスの17.2%となっております。増の要因としましては、第2項 第1目の総務費国庫補助金、企画総務費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらのほうがプラスで1億7,917万7,000円となっております。同じく、企画総務費補助金のデジタル基盤改革支援補助金、こちらのほうはプラスで4,372万1,000円、こちらは新規でございますけれども、こちらのほうが増額の要因となっております。

54ページのほうを御覧ください。

第15款 県支出金、決算額6億6,485万円、前年度比5,892万6,000円の増、プラスの9.7%の増でございます。第14款の国庫支出金、第15款の県支出金、こちらのほうは町が実施しました事業に伴い、国・県からの負担金、補助金となり、その補助率等も記載のほうしております。こちらのほうを御覧いただければと思います。

58ページのほうを御覧ください。

第17款 寄附金、決算額1億1,936万8,000円、前年度比マイナス1,411万5,000円の減となっております。マイナス10.6%減となっております。寄附金の内訳としましては、第2目 総務

費寄附金のかさまつ応援寄附金、いわゆるふるさと納税ですけれども、こちらのほうが6,864件で9,529万6,000円、金額のほうで比べますと、前年度と比べますとマイナスの1,867万2,000円となっております。特定目的分としまして笠松けいば女性雇用推進プロジェクト、こちらのほうで2件で600万円、企業版のかさまつ応援寄附金、企業版ふるさと納税ですけれども、こちらのほうは9社より1,192万円の御寄附をいただきました。また、参考に記してはいますが、物納としまして3件307万1,000円相当の寄附もございました。

60ページのほうを御覧ください。

そのほかに観光促進事業寄附金としまして100万円、教育環境向上寄付金としまして100万円、健康推進普及事業寄附金としまして150万7,000円などの寄附のほうもございました。

第18款 繰入金、決算額1億1,497万4,000円、前年度比マイナスの1億2,863万1,000円の減、マイナス52.8%となっております。減の主な要因としましては、令和5年度に行いました社会資本整備基金の繰入れにおきまして、年度で比較しますとマイナスの9,760万6,000円の減となっております。

第20款 諸収入です。決算額1億3,959万5,000円、前年度比7,042万9,000円の増、プラスの101.8%の増となっております。

62ページのほうを御覧ください。

第4項 第1目の収益事業収入、こちらは令和4年度から収入となっております岐阜県地方競馬組合益金収入1,530万円も含まれているところでございます。こちらのほうは令和5年度と金額のほうは変わってございません。

64ページのほうを御覧ください。

第21款 町債、決算額3億1,640万円、前年度比9,090万円の増、プラスで40.3%の増となっております。増の主な要因としましては、第1目 土木債、前年度比でプラスの5,910万円、第5目 衛生債、前年度比5,560万円の増となっております。

以上が歳入でございます。

次に、66ページから一般会計の歳出について御説明させていただきます。

歳出、決算認定資料では決算年度におけます重点事業、新規事業、増減が大きいものなどを執行状況について説明をさせていただきたいと思っております。

第1款 議会費、決算額6,797万7,000円、前年度比マイナスの704万4,000円、マイナス9.4%となっております。

第2款 総務費、決算額12億2,264万9,000円、前年度比2億3,141万9,000円の増、プラスの23.3%増となっております。翌年度への繰越明許額ですけれども4,829万1,000円、こちらは第1項の総務管理費、防災備品管理事業で繰越額が1,485万2,000円、第2項の企画費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業、こちらのほうで繰越額3,343万9,000円の2事業を

繰越しのほうしております。

68ページのほうを御覧ください。

下から5つ目になりますけれども、第1項 総務管理費、第4目 電子計算費、総合行政情報システム管理事業、こちらのほうは情報センターへの委託料ですけれども、標準化準拠システム移行に向けたシステム改修のほうをいたしまして、昨年度比3,729万4,000円の増となっております。

一つ下の第5目 町民バス運行費、公共施設巡回町民バス運行事業、こちらのほうは利用者が8万9,696人と前年に比べまして7,022人の増加となっております。今年度より減便して運行しておるところでございますけれども、おおむね1便当たりの乗客数は、ほぼ横ばいというふうで推移のほうをしておるところでございます。

70ページを御覧ください。真ん中辺りになります。

第7目 青少年交流事業費、地域間交流事業、こちらのほうですけれども、昨年度より小学生を対象に三重県志摩市のほうへ派遣研修のほう実施しております。10月の8、9日の1泊2日で5・6年生18人が参加のほうをいたしまして、シーカヤック等の体験を実施のほういたしました。

72ページのほうを御覧ください。

下から4つ目になりますけれども、第2項 企画費、第1目 企画総務費、新型コロナウイルス対策事業、こちらは令和5年から令和6年の繰越事業になっております。決算額5,231万8,000円、こちらは商工会のクーポン事業（第3弾）のクーポン事業のほうになっております。1世帯当たり7,500円のクーポンのほうを配付のほうを実施いたしました。期間のほうは、令和6年2月から6月、利用率のほうは81.98%となっております。

一番下にあります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業、こちらのほうは令和6年から令和7年の繰越しになっております。決算額793万6,000円、こちらは商工会のクーポン事業の第4弾、1世帯当たり5,000円の配付をしております。期間のほうは、令和7年2月から6月、利用率のほうは3月末現在で11.71%でしたけれども、最終的には85.11%となっております。

74ページのほうを御覧ください。

上から5つ目ですけれども、第3項 徴税費、第1目 税務総務費、定額減税補足給付金支給事業、こちらのほう決算額で1億7,319万7,000円。こちらは所得税、住民税の定額減税において、減税し切れない方々へ補足給付金の支給のほうを実施いたしました。支給者は3,831人、7月の末より給付のほうを開始しまして、12月末に給付のほうは完了しておるところでございます。

76ページのほうを御覧ください。

真ん中辺りですけれども、第4項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費の窓口事務管理事業。こちらはマイナンバーカードを活用しますコンビニ交付システム、こちらのほうを導入しまして住民サービスの向上を図っておったところでございます。導入委託料としましては1,959万円となっております。

78ページのほうを御覧ください。

第3款 民生費、決算額31億2,907万1,000円、前年度比1億9,905万2,000円の増、プラスの6.8%の増となっております。翌年度への繰越明許額ですけれども1億3,256万1,000円、こちらは第1項の社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する給付金事業としまして繰越額7,111万8,000円、同じく第1項の福祉会館費、管理運営事業、こちらのほうで繰越額6,144万3,000円、2つの事業のほうを繰越しのほうしております。

令和6年度は政府の物価高騰対策としまして、ページ下にあります4つの給付事業のほうを実施のほうしております。第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、1つ目は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、こちらのほうは令和5年から令和6年分にかけての繰越事業になります。こちらは基準日のほうは、令和5年12月1日、決算額としまして241万4,000円、住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円を34世帯の支給のほうしております。

2つ目、低所得世帯物価高騰重点支援給付金事業、こちらのほうも令和5年から令和6年にかけての繰越事業のほうになっております。基準日のほうは、令和5年12月1日、決算額5,125万5,000円、こちらは住民税の均等割のみ18歳以下の子どもがいる非課税世帯等に1世帯当たり10万円、子ども1人当たり5万円を384世帯に支給対象245人分のほうを支給のほうしております。

3つ目、住民税非課税世帯等生活支援給付金事業、こちらのほうは基準日が令和6年6月3日、決算額3,361万3,000円。こちらは令和6年度新たに住民税非課税均等割のみと18歳以下の子どもがいる非課税世帯等に1世帯当たり10万円、子ども1人当たり5万円を280世帯、支給対象64人分を支給のほうしております。

4つ目です。住民税非課税世帯等に対する給付金事業、こちらは令和6年から令和7年にかけての繰越しになります。基準日のほうは、令和6年12月13日、決算額のほうで1,626万4,000円。こちらは住民税非課税、18歳以下の子どもがいる非課税世帯に1世帯当たり3万円、子ども1人当たり2万円を406世帯、支給対象17人分のほうを支給のほうしておるところでございます。

80ページのほうを御覧ください。

下から2つ目ですね、第3目 老人福祉費、全国健康福祉祭ぎふ大会開催事業、今年度開催しますねんりんピック岐阜2025のグラウンド・ゴルフ大会に向けまして、リハーサル大会を昨年10月26日に開催のほうをしております。実行委員会への交付金138万1,000円を支出のほう

しております。

82ページのほうを御覧ください。

真ん中ぐらいですけれども、第4目 障害福祉費、障がい者自立支援給付事業、こちらのほうは年々増加しています自立支援給付ですけれども、前年度より7,934万4,000円の増、決算額としまして6億8,840万9,000円となっております。

84ページのほうを御覧ください。

上のほうでございますけれども、第6目 福祉会館費、管理運営事業です。こちらのほうは令和6年度から令和7年度の2か年にかけて福祉会館の空調設備の全面改修のほうを実施しております。設計業務及び工事前金払い分での支払いでプラス3,872万2,000円の増となっております。

同じページの一番下、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費、児童手当等支給事業ですけれども、こちらのほうは令和6年の10月に制度改正のほうがございまして、支給対象が高校生年代まで拡充されました影響で前年度よりプラスの4,321万7,000円の増、決算額としましては3億6,254万2,000円となっております。

92ページのほうを御覧ください。

第4款 衛生費、決算額10億6,756万1,000円、前年度697万円の増、プラス0.7%増となっております。翌年度への繰越明許額ですけれども1,005万1,000円、こちらは第1項の保健衛生費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業としまして繰越額188万9,000円、第2項の清掃費、ごみ収集・処分事業で繰越額816万2,000円、こちらの2つの事業のほうを繰越しのほうしております。

94ページの真ん中辺りを御覧ください。

第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防接種事業です。令和6年度より新たに帯状疱疹等を追加して実施のほうをしております。各区分、接種率は表のとおりとなっておりますので御参照願います。前年度よりプラスの3,758万9,000円、決算額としまして9,164万5,000円となっております。

98ページを御覧ください。

下のほうですけれども、第7目 福祉健康センター費、施設管理事業です。こちらのほうは令和5年から令和6年の2か年にかけて空調機器の改修工事のほうを実施しました。工事費及び監理委託費のほうでプラスの5,571万5,000円の増となっております。

第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費、決算額6億3,515万4,000円で昨年度より344万6,000円の増、プラスの0.5%と大きな増減のほうはございませんでした。

100ページのほうを御覧ください。

真ん中辺り、ごみ収集・処分事業の排出量の表のほうがございまして。こちらの中で家庭系で

大半を占めます燃えるごみ、こちらのほうは前年度比マイナスの3.5%となり、ごみ減量化が順調に進められております。今後も引き続き減量化のほうに取り組んでまいりたいと考えております。

102ページのほうを御覧ください。

第5款 農林水産業費、決算額4,409万9,000円、前年度比398万4,000円の増、プラスの9.9%増となっております。

104ページのほうを御覧ください。

第6款 商工費、決算額6,212万5,000円、前年度比686万9,000円の増、プラス12.4%の増となっております。翌年度への繰越明許額219万8,000円、こちらのほうは第1項 商工費のプロモーション推進事業、1事業のほうを繰越しのほうしております。

106ページのほうを御覧ください。

上のほうにございますけれども、第1項 商工費、第3目 観光費、プロモーション推進事業、こちらのほう決算額は508万円、令和6年度の新設事業となっております。まちの活性化や魅力向上を図るため、幅広い分野で実際のプロモーションのほうを展開いたしました。ロケツアーリズム協会への負担金やSNSでのショート動画を活用しましたデジタルPR、各プロスポーツチームでのホームタウンデー開催などのほうを実施しております。

第7款 土木費、決算額7億3,212万1,000円、前年度比5,184万8,000円の増、プラス7.6%の増となっております。翌年度への繰越明許額ですけれども5,469万7,000円、こちらは第2項の道路橋梁費、道路修繕事業で繰越額3,857万3,000円、同じく道路新設改良事業で繰越額が1,612万4,000円の2事業のほうを繰越しのほうしております。

一番下でございます第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費、道路修繕事業ですけれども、決算額1億3,647万7,000円、前年度比4,899万7,000円の増となっております。舗装や側溝の改修、令和5年度から令和6年度の繰越事業のほうで米野の道路、排水路の改修等の工事のほうを実施いたしました。

110ページのほうを御覧ください。上から2つ目です。

第4目の橋梁維持費、橋梁修繕事業です。決算額が4,048万4,000円、前年度比プラスの3,938万4,000円、門間13号橋のほか3つの橋の修繕工事のほうを実施いたしました。

同じページの下から2つ目、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、空家等適正管理事業です。こちらのほうですけれども、空き家対策の施策展開におけます基礎資料となるものとしまして、町内全域におけます空き家等の実態調査を全戸的に調査のほう実施いたしました。調査業務委託としまして338万5,000円となっております。

112ページのほうを御覧ください。

第8款 消防費、決算額3億7,858万3,000円、前年度比マイナスの1,086万9,000円の減、マ

イナス2.8%となっております。

114ページのほうを御覧ください。

第9款 教育費、決算額9億6,830万8,000円、前年度比マイナスの2,050万5,000円の減、マイナス2.1%となっております。翌年度への繰越明許額ですけれども682万円、こちらのほうは第2項 小学校費、学校施設長寿命化事業の1事業のほうを繰越しのほうしております。

116ページのほうを御覧ください。

第2項 小学校費、第1目 学校管理費、学校施設長寿命化事業、下のほうでございますけれども、こちらのほう決算額2,354万2,000円、うんていや遊具等の修繕のほうを実施しました。また、令和5年より計画的に進めております校内照明のLED化を令和6年度は松枝小学校のほうで実施のほういたしました。

118ページを御覧ください。

上から2つ目になりますけれども、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、笠松中学校管理事業です。決算額4,298万9,000円、大きなものとしまして、ダムウェーターの取替え工事のほうを実施いたしました。令和4年から令和5年の2か年にかけて実施のほういたしましたトイレの改修工事のほうが完了となったため、前年度比といたしましてはマイナスの3,456万4,000円となっております。

126ページのほうを御覧ください。

第10款 公債費、決算額5億3,240万円、前年度比マイナスの6,687万9,000円の減、マイナス11.2%となっております。借入先別の元金利子の償還額、未償還額残高のほうですけれども、127ページのとおりとなっております。御参照願います。

第11款 諸支出金、決算額3,755万4,000円、前年度比マイナスの4,808万9,000円の減、マイナス56.2%となっております。減の主な要因としましては、第1目、財政調整基金積立事業がマイナスの2,738万5,000円、第6目、教育振興基金積立事業がマイナスで2,905万2,000円となっております。

以上が一般会計の歳出の説明となります。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

決算について一般会計は終わりましたので、特別会計のほうの説明をお願いします。

山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） では、午前中に続きまして、特別会計の決

算状況について御説明いたします。

決算説明資料に戻っていただきまして、27ページのほうを御覧ください。

国民健康保険特別会計、歳入総額21億451万9,189円、前年度比マイナスの2.0%の減となります。

歳出総額19億9,352万6,267円、前年度比マイナスの4.0%の減となっております。

歳入総額の21.2%を占める国民健康保険税は、収入済額で4億4,741万1,568円、前年度比プラス5.0%の増となりました。収納率の合計は73.4%で、前年度比プラスの3.0%の増となっております。未収入額、不納欠損額を含みます未収入額につきましては、第1款 国民健康保険税は1億6,240万5,947円で、前年度比マイナスの9.3%の減となりました。第8款 諸収入は、返納金1件分4万976円が未収入となっております。

30ページのほうを御覧ください。一番上の表になります。

被保険者1人当たりの療養給付費及び療養費の合計30万9,335円で、マイナスの1.4%の減となっております。

次に、31ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計です。歳入総額4億493万1,684円、前年度比プラスの8.9%の増です。歳出総額3億9,028万1,812円、前年度比プラスの8.4%の増となっております。

歳入総額の72.3%を占めます後期高齢者医療保険料は、収入済額で2億9,256万7,800円、前年度比プラスの13.8%の増となっております。収納率の合計は99.5%で、前年度比0.1%の増、未収入額、不納欠損未収入額ですけれども、保険料は141万1,800円、前年度に比べましてマイナス14.9%の減となりました。

34ページのほうを御覧ください。

笠松町の保険料で令和6年度平均被保険者数3,653人、前年度に比べまして122人の増、1人当たり保険料は7万9,877円、前年度に比べまして7,220円の増でございます。広域連合の保険料で令和6年度平均被保険者数は34万6,323人、前年度比1万1,494人の増、1人当たりの保険料は7万8,245円、前年度比6,980円の増という状況になっております。

35ページを御覧ください。

介護保険特別会計です。歳入総額23億7,450万7,908円、前年度比プラスの10.3%の増です。歳出総額22億3,094万7,882円、前年度比プラスの6.4%の増です。

歳入総額の20%を占める介護保険料は、収入済額で4億7,530万2,100円、前年度比プラス16.0%の増となりました。収納率の合計は98.8%で、前年度比プラスの0.4%の増、未収入額につきましては、第1款 保険料は586万9,600円、前年度比マイナスの9.7%の減となりました。

37ページ、38ページを御覧ください。保険料、被保険者1人当たり8万58円の収納額となっております。

次に、39ページ、40ページのほうを御覧ください。

財政関係指標の推移を5年間表示しております。令和6年度の状況といたしましては一番右側になります。

上から4つ目の財政力指数0.67、こちらは数値が高いほどよいとされ、基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3年間の平均数値となっております。令和5年度の県下市町村平均は0.55、笠松町の0.67は上から10番目でした。

続いて、経常収支比率は89.5、こちらは一般的に70から80の間とされ、この数値が低いほど財政に弾力性があり、高いほど財政が硬直化している数値となっております。令和5年度の県下平均は89.4、笠松町の91.6は高いほうから9番目でした。

少し飛びまして、実質公債費比率、こちらのほうは先ほどの副町長より説明もございましたけれども、実質公債費比率の数値は6.2、一般会計、特別会計、一部事務組合等への繰出金も含めた公債費の標準財政規模に占める割合となっております。令和5年度の県下平均は4.6、笠松町は上から23番目となりました。

続きまして、こちらの決算認定資料、最後のほうの152、153ページのほうを御覧ください。

こちらのほうには令和5年度から令和6年度の一般会計繰越明許費繰越事業の決算明細として9事業のほうを記載のほうしております。

続きまして、決算財産に関する調書について御説明のほういたします。

令和6年度一般会計歳入歳出決算、また別冊のほうですけれども、こちらの60ページ、61ページのほうをお開き願います。

決算財産に関する調書、1. 公有財産。(1)土地及び建物。普通財産のその他土地建物のうち、土地1,559.66平米が増加しています。こちらは円城寺下田と岐南町徳田の2筆をともに道路敷地から除外し普通財産といたしました。そのほかの変更はございません。

62ページ、63ページを御覧ください。

(2)有価証券、(3)出資による権利の令和6年度の増減はございませんでした。

2. 物品。自動車の令和6年度の増減はありませんでした。パーソナルコンピュータ、こちらは162台の増となっております。合計434台。増加の内訳としましては、イントラ端末で160台増加、こちらのほうはリースアップした端末の無償譲渡によります所有の増となっております。そのほかに下羽栗小学校の校務用、笠松中学校の校務用、それぞれ1台ずつを増加のほうしております。タブレット端末、令和6年度末は1,748台、令和5年度より25台の増となっております。内訳としましては、ペーパーレス用会議用端末22台、マイナンバーカードサポート用1台、教師用2台を追加のほうしております。参考に、小・中学校児童・生徒のGIGAタブレットは1,705台となっております。

64ページ、65ページをお願いいたします。

3. 基金の状況でございます。令和6年度末で18件26億6,324万7,565円の残高となりました。前年度に比べてマイナスの1,143万1,947円の減となっております。

以上をもちまして、一般会計、特別会計の決算認定に関する説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 田島水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、私からは第68号議案 令和6年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定と第69号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計決算認定の2議案について説明をさせていただきます。

お手元でございます令和6年度水道事業会計決算を御覧ください。

前年度との比較を中心に説明をさせていただきます。

それでは、1ページ、2ページの水道事業決算報告書をお開きください。

(1)収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益は決算額2億9,790万4,339円、前年度より1,720万円の増、水道事業費用は決算額2億5,162万8,449円、前年度より約1,163万円の減となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は決算額2,733万6,994円、前年度より約3,322万円の減となりました。こちらは、令和6年度は企業債の借入れがなかったことと、下水道事業の負担金、支障移転工事が減少したことによるものでございます。

資本的支出につきましては、決算額1億8,659万2,730円、前年度より約1億2,819万円の減となりました。主な建設改良工事の内容につきましては、11ページの建設改良工事の概況に記載されております。また、企業債の償還の詳細につきましては、25ページから26ページの企業債明細書のとおりとなっております。

ここで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,925万5,736円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたしました。

続きまして、5ページからの財務諸表の説明をいたします。

まず損益計算書につきましては、1. 営業収益は2億1,762万5,603円、前年度より2,339万円の増となりました。営業収益の大部分95%を占めます給水収益は、笠松町水道事業給水条例に定めております検針月が前年度の3月から当年度2月検針までの1年分で、5月調定を1期としまして2か月ごとに調定をしております。その給水収益が前年度より約2,304万円の増となっております。これは、水道料金を令和6年4月より改定させていただいたことによるものでございます。

ここで業務量の概要につきましては、12ページに記載してありますので御覧ください。

年度末の給水戸数は前年度より88戸増の9,337戸、年間配水量は前年度より2万3,702立方メートル減の269万837立方メートルとなりました。有収率につきましては82.7%、対前年度比0.4%の減となっております。配水量の監視を行うと同時に、今後も定期的に漏水調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。

5ページにお戻りください。

2. 営業費用は2億3,299万8,497円、前年度より1,369万円の減となりました。主な要因としましては、配水及び給水費の維持補修工事が約519万円減少したことと固定資産の除却費が約917万円減少したことによるものでございます。

3. 営業外収益は5,716万8,979円、前年度より約101万円の増となりました。

4. 営業外費用は711万5,409円、前年度より約137万円の減となりました。営業外収益から営業外損失と営業外費用を減じました経常利益、こちらは3,468万676円で、前年度より約3,947万円の増となりました。

なお、節別の明細につきましては、18ページから22ページにございますので後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、6ページの3. 剰余金計算書につきましては、8ページの貸借対照表に記載されております剰余金の当該年度中の増減や変動内容を示したものでございます。利益剰余金は、減債積立金の年末残高は前年度末残高と同じ9,469万円、建設改良積立金の年度末残高は、資本的収入額に対しまして不足する額5,614万987円を補填したため3億2,503万162円、当年度の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金の年度末残高1億810万2,651円に建設改良積立金5,614万987円と純利益3,468万676円を加え1億9,892万4,314円となりました。

同ページの4. 剰余金処分計算書につきましては、年度末の未処分利益剰余金3,468万676円を減債積立金に400万円と建設改良積立金に2,900万円の計3,300万円を積立金として処分し、翌年度への繰越利益剰余金につきましては、前年度のその他未処分利益剰余金変動額を除きます繰越利益剰余金と同額程度にしたいと考えております。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

5. 貸借対照表の資産の部におきましては、前年度と比較し大きく変動しましたのは2の流動資産の現金預金で、前年度より5,369万円減の2億408万1,245円となりました。未収金につきましては、前年度より約649万円減の4,224万6,037円となりました。未収金の主なものとしましては、下水道工事に伴います水道管支障移転工事の負担金の2,733万6,994円でございます。水道料金の令和6年度現年度分の未収金は1,032万4,985円で、3月末の収納率は95%でございます。なお、悪質な滞納者につきましては給水停止を実施し、使用者の負担の公平が図られるよう努めてまいります。資産合計は、前年度より3,764万3,181円減の37億818万9,330円となりました。

8ページの負債の部につきましては、3. 固定負債の合計は、前年度より約3,240万円減の8億2,583万1,638円、こちらは企業債借入れが前年度より減少したことによるものでございます。

4. 流動負債の合計は、前年度より約3,695万円減の1億5,239万7,439円、こちらは未払い金の減少によるもので、未払い金の内訳は、修繕工事や保守点検業務等の営業未払い金で1,152万9,531円、配水管及び配水補助管布設替工事等のその他の未払い金で1億302万7,543円となっております。

5. 繰延収益合計は、前年度より約297万円減の11億59万6,847円となりました。負債の合計は前年度より約7,232万円減となります20億7,882万5,924円となりました。

資本の部につきましては、6. 資本金合計は10億1,071万8,930円となっております。7. 剰余金につきましては、6ページの剰余金計算書のとおりでございます。

資本の合計は16億2,936万3,406円となり、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の37億818万9,330円で、令和7年3月31日現在における貸借対照表のとおりとなりました。

以上、水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。

9ページ以降につきましては決算の附属書類でございますので、お目通しをお願いしまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、第69号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計決算認定について説明をさせていただきます。

お手元でございます令和6年度下水道事業会計決算を御覧ください。こちらにつきましても前年度との比較を中心に説明をさせていただきます。

それでは、1ページ、2ページの下水道事業決算報告書をお開きください。

(1)収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益は決算額6億7,748万2,083円、前年度より約131万円の減、下水道事業費用は決算額6億5,027万9,448円、前年度より約1,540万円の増となりました。詳細につきましては、5ページの損益計算書で説明をさせていただきます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は決算額5億5,359万円、前年度より約1億1,088万円増となりました。こちらは国庫補助金及び企業債の借入れが増額になったことによるものでございます。資本的支出につきましては、決算額7億6,109万6,525円、前年度より約6,430万円の増となりました。主な建設改良工事の内容につきましては、11ページの建設改良工事の概況に記載されております。また、企業債の償還等の詳細につきましては、23ページから26ページの企業債明細書のとおりとなっております。

ここで資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億750万6,525円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、5ページからの財務諸表の説明をさせていただきます。

まず、損益計算書につきましては、1. 営業収益は3億1,286万1,889円、前年度より約126万円の増となりました。営業収益の大部分98.3%を占めます下水道使用料につきましては、前年度より約95万円の増となりました。

ここで業務量の概況につきまして、12ページに記載してありますので御覧ください。

年度末の整備面積は556.23ヘクタールと前年度に対しまして8.07ヘクタールの増、処理人数につきましては2万227人で、前年度に対しまして262人の増、水洗人数につきましては1万7,983人で、前年度に対しまして305人の増となりました。その結果、普及率92.6%、水洗化率88.9%となっております。また、年間の汚水処理量は前年度より1.4%減の269万4,786立方メートルとなりました。なお、有収率につきましては76.5%で対前年度比1.2%増となり、今後も定期的に管路調査を実施するなど、引き続き有収率の向上を図りたいと考えております。

5ページにお戻りいただきまして、2. 営業費用は5億7,627万5,102円で、前年度より約2,102万円の増となりました。この増加の主な要因につきましては、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金見直しに伴い、約1,408万円増加したことによるものでございます。

3. 営業外収益は3億2,612万9,563円、前年度より2,219万円の減となりました。こちらは、他会計補助金及び負担金が減少したことが主な要因でございます。

4. 営業外費用は5,483万2,878円、前年度より約662万円減となりました。これは、償還が終了しました企業債があったことによりまして支払利息が減少したことによるものでございます。

営業外収益から営業損失と営業外費用を減じ、経常利益及び当年度の純利益が788万3,472円になりました。したがって、前年度繰越欠損金の2億8,598万1,302円に当年度の純利益に加えまして当年度の未処理欠損金は2億7,809万7,830円となりました。なお、節別の明細書につきましては、17ページから20ページにございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、6ページの3. 欠損金計算書につきましては、8ページの貸借対照表に記載されております剰余金の当該年度中の増減や変動の内容を示したものでございます。利益剰余金はマイナス2億7,809万7,830円となっております。毎事業年度に生じた利益の一部を議会の議決を経て処分をすることになっておりますが、欠損のためございません。

同ページの4. 欠損金処理計算書につきましては、当年度の未処理欠損金マイナス2億7,809万7,830円を繰越欠損金としまして繰越しをいたします。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

5. 貸借対照表で資産の部におきましては、1. 固定資産、現在高の合計は前年度より約26万円減の107億6,519万4,997円となっております。固定資産の詳細につきましては、21ページから22ページの固定資産明細書のとおりでございます。

2. 流動資産は前年度より約2,517万円増の2億8,065万2,092円となりました。うち、下水道

使用料の令和6年度現年度分の未収金は1,486万1,635円で、3月末の収納率は95.61%でございます。なお、悪質な滞納者につきましては、上水道事業と連携をしまして、使用者の負担の公平が図られるように努めてまいります。

資産合計は、前年度より約2,492万円増の110億4,584万7,089円となりました。

8ページの負債の部につきましては、3. 固定負債の合計は前年度より約4,356万円増の38億1,062万6,427円、こちらは令和7年度以降に支払う企業債の元金分でございます。

4. 流動負債の合計は、前年度より約2,037万円減の4億8,023万7,243円となっております。流動負債のうち未払い金の内訳は、流域下水道維持管理負担金等への営業未払い金で2,220万7,113円、管渠埋設工事、水道管支障移転工事負担金等のその他の未払い金で1億1,202万3,672円となっております。

5. 繰延収益合計は55億5,349万7,410円となりました。負債の合計は、前年度より約1,703万円増となります98億4,436万1,080円となりました。

資本の部につきましては、6. 資本金は14億7,958万3,839円となっております。7. 剰余金につきましては、6ページの欠損金計算書のとおりでございます。資本合計は12億148万6,009円となり、負債と資本の合計につきましては、資産合計と同額の110億4,584万7,089円で、令和7年3月31日現在における貸借対照表のとおりとなりました。

以上、下水道事業会計の決算に関する説明をさせていただきました。

9ページ以降につきましては決算の附属書類ですので、お目通しをお願いしまして説明を終わらせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 令和6年度一般・特別会計の歳入歳出決算、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見、令和6年度笠松町水道事業会計決算、令和6年度笠松町下水道事業会計決算、令和4年度及び令和5年度における笠松町健全化判断比率修正に対する監査の結果報告を求めます。

尾藤監査委員。

○監査委員（尾藤米宏君） それでは、監査委員の尾藤でございます。よろしくお願ひいたします。

令和6年度決算審査意見、健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度の笠松町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、8月14日から3日間にわたり審査いたしましたので、御報告申し上げます。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも法令で定めるとおり適正に処理され、かつ予算も適正に執行されておりました。

続きまして、本年度の一般会計の決算額は、歳入88億3,390万2,442円、歳出82億4,244万

8,032円であり、前年度と比較しますと、歳入で5.4%、歳出で4.4%増加しておりました。これに各特別会計を加えました決算総額は、歳入137億1,786万1,223円、歳出128億5,720万3,993円であり、前年度と比較しますと、歳入で5.1%、歳出で3.5%増加しておりました。

その結果、一般会計の実質収支から前年度繰越金と基金取崩額を差し引き、基金積立金等を加えた実質単年度収支につきましては7,189万4,000円の黒字でありました。

また、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は89.5%で、前年度より2.1ポイント改善されていますが、今後も町税等の自主財源の確保充実や未収入額及び経常的歳出の縮減に最大限努める必要があります。

なお、一般会計及び特別会計の個別的審査意見は、お手元に配付されているとおりであります。

また、各種基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って適正に運用されておりました。公有財産についてもおおむね適正に管理されておりました。

続きまして、財政健全化法の規定により、健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の財政指標について御報告いたします。

これらについては早期健全化基準を下回っており、健全な財政運営が図られていると判断いたします。また、公営企業の資金不足比率については、各公営企業等において資金不足が生じていないことが確認されました。

続きまして、令和6年度笠松町水道事業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、8月18日に審査しましたので御報告します。

収益的収入については、料金収入である給水収益が対前年度12.5%増加していることにより、収入総額は対前年度6.1%増の2億9,790万4,339円となっています。一方、収益的支出は、基礎経費、雑支出などが増加したものの、配水及び給水費、固定資産の除却による資産減耗費などが減少したため、支出総額は対前年度4.4%減の2億5,162万8,449円となっています。

資本的収入については、建設改良工事による工事負担金の減と企業債借入れにより2,733万6,994円の収入となりましたが、資本的支出は建設改良費が減少し、1億8,659万2,730円となっております。

次に、損益計算書であります。

営業収益及び営業外収益を合計した事業収入は2億7,479万4,582円で、前年度比2,441万2,987円、9.8%の増加となりました。そして、営業費用及び営業外費用を合計した事業支出は2億4,011万3,906円で、前年度比1,506万6,777円、5.9%の減少となりました。その結果、収支差引額3,468万676円の純利益が生じております。

今後の水道事業につきましては、「新水道ビジョン及び経営戦略」を基に水道事業の果たす役割を踏まえ、引き続き安全で質の高い水を将来にわたり安定供給できるよう、適正な水道料

金体系の構築を図り、施設の更新・維持を計画的に行いながら、地震等災害時に強く信頼性の高い水の供給を目指し、利用者のサービス向上に努める必要があります。

詳細につきましては、お手元の決算書を御覧ください。

なお、審査に付されました決算書類は、いずれも法令で定める様式に準じ水道事業の状況及び経営成績が正確に表示されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

続きまして、令和6年度笠松町下水道事業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

収益的収入については、他会計補助金及び負担金などが減少し、収入総額は対前年度1.9%減の6億7,748万2,083円となっています。一方、収益的支出は、基礎経費、支払利息及び企業債取扱収支が減少したものの、木曾川右岸流域下水道維持管理費、減価償却費などが増加したことにより、支出総額は対前年度2.4%増の6億5,027万9,448円となりました。

資本的収入は、国庫補助金、企業債などが増加したことにより、対前年度25%増の5億5,359万円であり、建設改良費などの資本的支出が対前年度9.2%増の7億6,109万6,525円となりました。

次に、損益計算書であります。

営業収益及び営業外収益を合計した事業収益は6億3,899万1,452円で、前年度比2,093万7,304円、3.2%の減額となりました。営業費用及び営業外費用を合計した事業費用は6億3,110万7,980円で、前年度比1,441万1,344円、2.3%の増加となりました。その結果、収支差引額788万3,472円の純利益が生じました。

今後は「笠松町下水道事業経営戦略」を基に、サービスの持続的かつ安定的な提供のため、経営基盤の一層の強化に努められますよう期待いたします。

また、審査に付された決算書類は、いずれも法令で定めるとおり正確に処理されており、正当と認められましたので、ここに御報告させていただきます。

最後に、令和4年度及び令和5年度健全化判断比率修正に伴う審査意見について御報告申し上げます。

令和4年度及び令和5年度健全化判断比率について、算定における公営企業債等繰入見込額の数値に誤りがあったため、令和4年度及び令和5年度の実質公債費比率と将来負担比率の修正について審査いたしました。

審査に付された修正後の健全化判断比率とその修正の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令に準拠して調製され、適正に算定されているかを審査したところ、修正後の健全化判断比率及びその算定書類等いずれも適正に処理されているものと認められました。

なお、修正後の健全化判断比率はお手元に配付されているとおりであります。

以上、御報告させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。第70号議案及び第71号議案について、提案理由の説明は省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第70号議案及び第71号議案について、提案理由の説明は省略することに決しました。

第72号議案の提案理由の説明を求めます。

7番 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） 72号議案、意見書の朗読をもつて提案理由の説明とさせていただきます。刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、住民がえん罪被害者となり得る地方自治体にとつても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題と言へる。

えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によつて異なつており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題が重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがつて、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によつて、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断には再審公判で行われることが予定されている。そして、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがつて、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

よつて、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望いたします。以上です。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第59号議案を先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案を先議することに決しました。

第59号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明9月5日から9月11日までの7日間は、議案精読のため休会とし、9月12日午前10時から本会議を再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明9月5日から9月11日までの7日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時24分